

## 令和2年7月豪雨による災害の被害者に対する免許試験の学科試験又は 実技試験を免除することができる期間の延長の取扱いについて

令和2年7月豪雨による災害（以下「豪雨災害」という。）で被害を受けた方に対し、下記により、クレーン・デリック運転士免許試験など実技試験のある免許試験の学科試験又は実技試験を免除することができる期間を延長いたします。

### 記

#### 1 延長措置の内容

クレーン・デリック運転士免許試験等、次の（１）～（５）の実技試験のある免許試験の学科試験に合格した方又はクレーン運転実技教習等の実技教習を修了した方等であって、豪雨災害によりこれらの免許試験を受ける機会を失い、学科試験又は実技試験の免除を受けることができる期間（通常1年間）が経過した方について、令和2年12月28日までの間は、学科試験又は実技試験を免除できる期間が経過していないものとして取り扱います。ただし、免除を受けることができる期間が令和2年7月3日より前に経過した方は除かれます。

- （１）特別ボイラー溶接士免許試験
- （２）普通ボイラー溶接士免許試験
- （３）クレーン・デリック運転士免許試験
- （４）移動式クレーン運転士免許試験
- （５）揚貨装置運転士免許試験

#### 2 延長措置の対象者

延長措置の対象者は、豪雨災害の被害者で、次の8県に住居又は勤務先事業場が存在した方です。

長野県 岐阜県 島根県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 鹿児島県

#### 3 手続

この取扱いを希望する方は、受験申請書に、次の①及び②の書類を添付してください。

- ① 上記2の8県に住居又は勤務先事業場があったことが確認できる書類（地方自治体発行の罹災証明書の写し、住所がわかる自動車運転免許証等の写し、勤務先所在地が記載された勤務先発行の身分証明書の写しのいずれかで可。）
- ② 豪雨災害のために免許試験を受ける機会を失った旨を記した書面（本来の期限内に所用の手続等を行うことが困難であった申出書等で、様式は任意。）